

京都市告示第308号

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の指定を次のとおり取り消しましたので、告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成27年8月14日

京都市長 門川大作

1 取消事項

指定 番号	指定 年月日	道路の 幅員	道路の 延長	道路の位置
第5942号	平成 27.8.10	メートル 4.00	メートル 42.50	京都市西京区上桂三ノ宮町89番地 ほか

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(都市計画局建築指導部建築指導課)